

第8次静岡県保健医療計画（全県版）中間見直しの基本方向
＜令和2年度見直し分野：在宅医療、認知症対策、地域リハビリテーション＞

＜在宅医療＞

1 見直しの視点

- ・現行計画策定後の状況変化等により新たに発生した課題に対応するため、本県での新たな取組などを追加する。
- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針(厚生労働省地域医療計画課長通知)」を踏まえ、指標等を追加する。

2 主な見直し事項

① 新たな取組等

- シズケア＊かけはし(静岡県地域包括ケア情報システム)を活用した多職種連携の強化、入退院調整の円滑化
- 訪問看護出向研修支援事業による病院の入退院支援
- 県医師会の「シズケアサポートセンター(静岡県地域包括ケアサポートセンター)」を拠点とした人材養成や多職種連携
- 「ふじのくに高齢者在宅生活“安心”の手引き」の活用による在宅療養の普及啓発
- 人生の最終段階における医療・介護関係者の相談対応力の向上、県民に対するACP・リビングウィルの普及啓発
- 訪問看護提供体制充実事業による訪問看護ステーション支援
- 訪問看護におけるハラスメント等への対応
- 地域連携薬局等による県民の薬物療法の支援

②指針を踏まえた見直し

- 在宅歯科医療をより推進するための指標追加
- 小児在宅医療の提供体制の現状把握に必要な指標追加

＜認知症対策＞

1 見直しの視点

- ・本県での新たな取組や、令和元年6月に国が示した「認知症施策推進大綱」により新たに実施することとなった取組などを追加する

2 主な見直し事項

① 新たな取組等

- 県医師会との連携による認知症サポート医リーダーの養成
- 認知症疾患医療センターが出張相談等により地域に出向き、早期発見・早期対応につなげる事業の実施

- 市町及び警察等の協力の下、「見守り・SOS体制の広域連携」を運用
- 企業と協働した若年性認知症の人の就労や社会参加の促進

②本県の取組

(知る)

- ・認知症に関する理解促進

(遅らせる)

- ・認知症予防に資する可能性のある活動の促進

(支え合う)

- ・早期発見・早期対応、医療体制の整備

(暮らす)

- ・バリアフリーのまちづくりの推進

<地域リハビリテーション>

1 見直しの視点

- ・新たに「地域リハビリテーション」の節を追加し、静岡県を目指す地域リハビリテーションの全体像や各段階（予防期・急性期・回復期・生活期）における取組などを記載する。

2 主な記載事項

① 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿

- 多職種・多機関が連携した切れ目ないリハビリテーションの提供
- 本県独自の地域リハビリテーションサポート医・推進員の養成
- 地域リハビリテーション広域支援センターの取組評価と体制づくり
- 専門職の派遣に協力可能な病院、介護施設等の機関の指定

② 各段階における地域リハビリテーションの充実

(予防期)

- ・「通いの場」への専門職の関与促進や住民への啓発
- ・リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士の市町事業への派遣の仕組みづくり

(急性期)

- ・入退院を通じて切れ目なくリハビリテーションを提供できる連携体制の整備や退院支援のルールづくり

(回復期)

- ・病院関係者と在宅医療・介護関係者が連携した在宅復帰支援体制の整備

(生活期)

- ・本人のできることを大切に、できることを増やしていくための自立支援
- ・自立支援型の地域ケア会議（個別会議）の活用